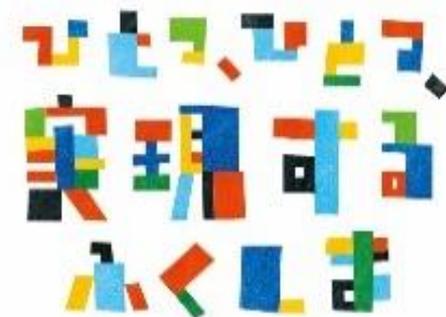


特許料等の特例について

(福島復興再生特別措置法に基づく認定福島復興再生関係)

令和3年4月
福島県企画調整部
公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構



1-1 特許料等の特例（認定福島復興再生計画関係） 制度の概要

○福島復興再生計画に「福島イノベーション・コースト構想」の推進を位置づけ

福島県知事が作成する、福島復興再生特別措置法に基づく福島復興再生計画において、次の事項を定めることができる。

○産業集積の形成及び活性化を図るべき区域（福島国際研究産業都市区域）

○本区域において推進しようとする取組の内容

（研究開発を行う拠点の整備、生活環境の整備、来訪の促進、人材の育成及び確保、県や市町村その他の相互間の連携強化等）

□ 認定福島復興再生計画（令和3年4月9日内閣総理大臣認定）（抄）

第6 再生可能エネルギー源の利用、医薬品、医療機器、廃炉等、ロボット及び農林水産業に関する研究開発を行う拠点の整備を通じた新たな産業の創出及び産業の国際競争力の強化に寄与する取組その他先導的な施策への取組の重点的な推進のために実施すべき施策に関する事業

2 福島イノベーション・コースト構想の推進のための取組

(2) 福島国際研究産業都市区域において推進しようとする取組の内容

カ 関係法令に基づく特例

(ア) 中小企業者が行う重点分野における技術の高度化に関する研究開発事業に関する次に掲げる事項

特許法施行令(昭和35年政令第16号)で定めるところによる、次に記載する事業における特許料等及び国際出願の手数料等の軽減措置の活用。

a 事業の内容、実施主体及び事業の実施期間

(a) 事業の内容

イノベ構想の重点分野となる、廃炉、ロボット・ドローン、エネルギー・環境・リサイクル、農林水産業、医療関連及び航空宇宙の各分野において、イノベ区域の中小企業者等が新技術の開発に関する試験研究等を進める事業

(b) 事業の実施主体

イノベ機構が認める者

(c) 事業の実施期間

本計画の期間の終了の日から起算して2年以内までに出願されたものに限る。

b その他事業の実施に関し必要な事項

事業実施者が満たすべき基準等は、本県と協議の上で別途イノベ機構が定める。

○参照条文

□特許法施行令

(資力、研究開発及び技術開発を行う能力、産業の発達に対する寄与の程度等を総合的に考慮して定める者)

第十条 特許法第百九条の二第一項の政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一～五（略）

六 申請日において、福島復興再生特別措置法(平成二十四年法律第二十五号)第八十六条に規定する認定福島復興再生計画に基づき同法第七条第六項に規定する福島国際研究産業都市区域において事業を行う中小事業者(その特許発明又は発明が当該事業の成果に係るもの(当該認定福島復興再生計画に期間の定めがある場合にあつては、当該期間の終了の日から起算して二年以内に出願されたものに限る。))である場合において、当該事業を行う者に限る。)

(減免の申請)

第十一条（略）

2 特許法第百九条の二第一項の規定による特許料の軽減を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、申請人が前条各号のいずれかに該当する者であることを証する書面として経済産業省令で定めるものを添付して、特許庁長官に提出しなければならない。

- 一 申請人の氏名又は名称及び住所又は居所
- 二 当該特許出願の番号又は当該特許番号

(特許料の減免)

第十二条

1～4（略）

5 特許庁長官は、第十条第六号に該当する者から前条第二項の申請書の提出があつたときは、特許法第百七条第一項の規定による第一年から第十年までの各年分の特許料の金額の四分の三に相当する額を軽減するものとする。

□特許法等関係手数料令

(出願審査の請求の手数料の減免)

第一条の四

1～4（略）

5 特許庁長官は、特許法施行令第十条第六号に該当する者から前条第二項の申請書の提出があつたときは、特許法等関係手数料令第一条第二項の表第九号の規定により計算される出願審査の請求の手数料の金額の四分の三に相当する額を軽減するものとする。

○参照条文

□特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律

(手数料の減免)

第十八条の二 特許庁長官は、日本語でされた国際出願をする者であつて、中小企業者(特許法第百九条の二第二項に規定する中小企業者をいう。)、試験研究機関等(同条第三項に規定する試験研究機関等をいう。)その他の資力、研究開発及び技術開発を行う能力、産業の発達に対する寄与の程度等を総合的に考慮して政令で定める者に対しては、政令で定めるところにより、前条第二項の規定により納付すべき手数料(同項の表の第三欄に掲げる金額の範囲内において同項の政令で定める金額に係る部分に限る。)を軽減し、又は免除することができる。

□特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行令

(軽減の申請)

第四条 法第十八条の二の規定による手数料の軽減を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、申請人が特許法施行令第十条各号のいずれかに該当する者であることを証する書面として経済産業省令で定めるものを添付して、特許庁長官に提出しなければならない。

- 一 申請人の氏名又は名称及び住所又は居所
- 二 申請に係る発明の国際出願の表示

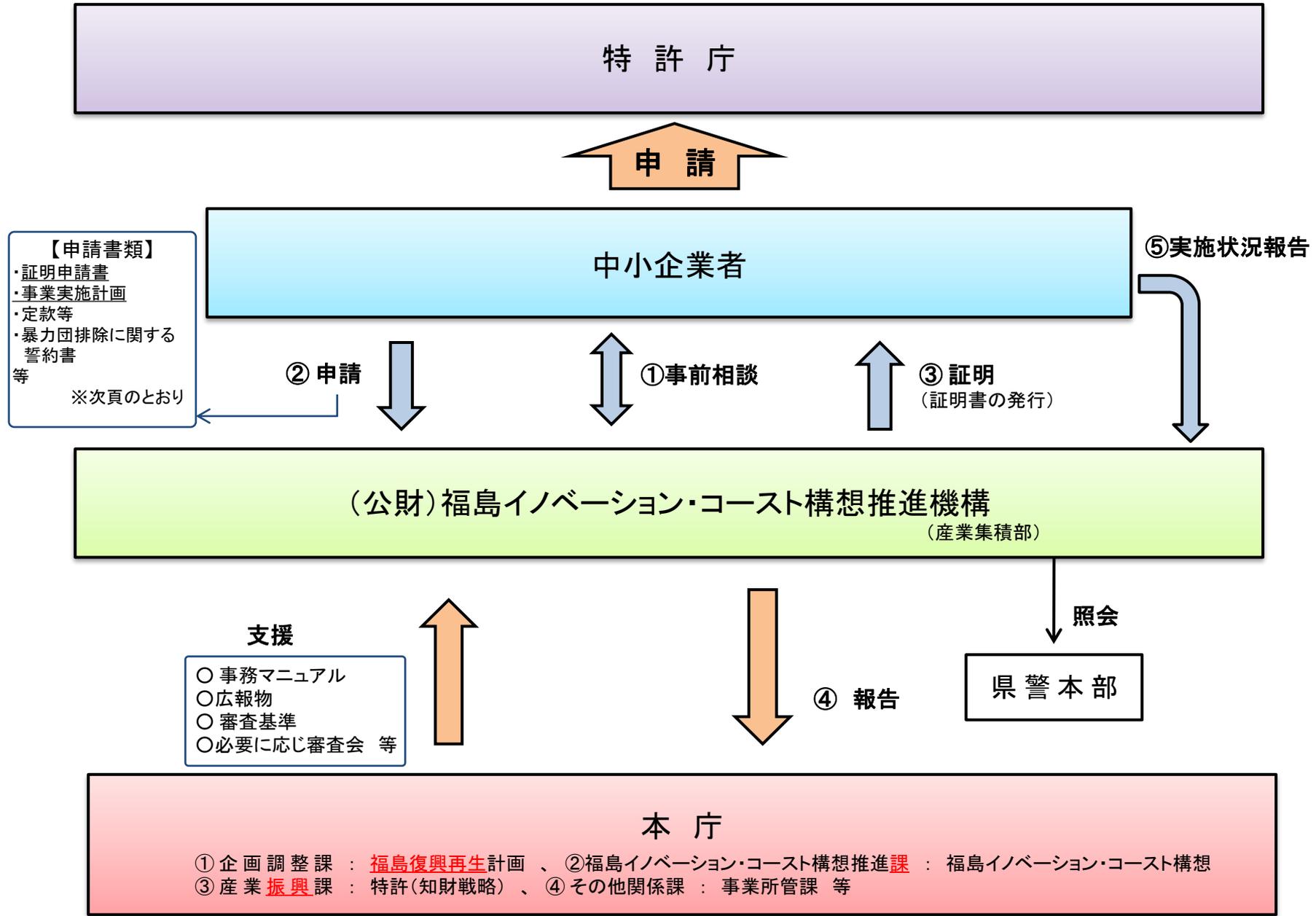
(手数料の軽減)

第五条

1～2 (略)

3 特許庁長官は、特許法施行令第十条第六号に該当する者から前条の申請書の提出があつたときは、第二条第二項第一号及び第三号に掲げる手数料の金額の四分の三に相当する額を軽減するものとする。

2-1 特許料等の特例（認定福島復興再生計画関係）事務スキーム



2-2 必要となる提出資料

■適合証明

【個人事業者の場合】

提出書類		必要部数
証明申請書+事業実施計画書 (様式第1+別紙)		
添付書類	ア 住民票の抄本又はこれに準ずるもの	
	イ 会社案内、パンフレット等事業内容を確認できる書類	
	ウ 従業員数の確認できる書類(雇用保険、労働保険の概算保険料申告書の写し、賃金台帳の写し等)	
	エ 前事業年度の所得税の申告決算書	〈2部〉 正本1 副本1
	オ 事業実施計画の基準に適合する旨の宣言書(様式第2)	
	カ 事業を実施するため必要な法令遵守の宣言書(様式第3)	
	キ 暴力団排除に関する誓約書(参考様式)	
	ク その他理事長が必要と認める書類(各種許認可証の写し、区域内の企業等との連携が確認できる契約書・協定書・覚書等)	

【会社、組合又はNPO法人の場合】

提出書類		必要部数
証明申請書+事業実施計画書 (様式第1+別紙)		
添付書類	ア 定款及び登記全部事項証明書又はこれに準ずるもの	
	イ 会社案内、パンフレット等事業内容を確認できる書類	
	ウ 従業員数の確認できる書類(雇用保険、労働保険の概算保険料申告書の写し、賃金台帳の写し等)	
	エ 前事業年度の事業報告書及び財務諸表(貸借対照表及び損益計算書)	〈2部〉 正本1 副本1
	オ 事業実施計画の基準に適合する旨の宣言書(様式第2)	
	カ 事業を実施するため必要な法令遵守の宣言書(様式第3)	
	キ 暴力団排除に関する誓約書(参考様式)	
	ク その他理事長が必要と認める書類(各種許認可証の写し、区域内の企業等との連携が確認できる契約書・協定書・覚書等)	

「特許料等の特例制度」を活用する場合には、証明申請書に加え、以下のすべてを記載した「事業実施計画」の提出が必要。

1 事業目標

- ① 目標
- ② 認定福島復興再生計画に掲げる福島イノベーション・コースト構想実現のための基本的な方向性との関係性

2 事業内容及び実施期間

- ① 事業名称
- ② 具体的な内容
- ③ 事業を行おうとする所在地及び事業所名
- ④ 事業の属する重点分野名
- ⑤ 事業の実施期間

3 実施体制

- ① 組織内の体制(事業所の全従業員数、役員の指示の状況など)
- ② 区域内の企業及び研究機関等との連携状況(区域内の企業は不要)
- ③ 特許料等の特例の適用を受ける事業を実施するために活用する補助金等の状況

3 「事業実施計画」が満たすべき基準（共通）①

以下のすべての要件を満たす場合、認定福島復興再生計画との「適合証明」を発行する。

【要件1】 認定福島復興再生計画と適合していること

(1) 事業目標 (計画P.104)

- ✓ 申請者の事業目標が、認定福島復興再生計画の新たな産業の創出等に関する基本的な考え方の内容と合致していること。
- ✓ 具体的には、申請する事業に対応した目標(基本的な方向性)との関係が、明確に説明されているかどうかを確認。

<計画の目標>

- ① 浜通り地域等の15市町村における自立的・持続的な経済復興の実現
- ② 福島県全域での先端産業の集積による全県的な経済復興の実現
- ③ 世界に誇れる福島の復興・創生の実現

(2) 事業の内容 (計画P.117～129)

- ✓ 申請する事業の内容が、認定福島復興再生計画の取組の内容と合致していること。
- ✓ 具体的には、実施しようとする事業の分野が、認定福島復興再生計画において、特定分野として定めるものと一致しているかどうかを確認。

(重点分野)廃炉、ロボット・ドローン、エネルギー・環境・リサイクル、農林水産業、医療関連、航空宇宙

<取組の内容>

- ア 廃炉(取組a～d)
- イ ロボット・ドローン(取組a～g)
- ウ エネルギー・環境・リサイクル(取組a～i)
- エ 農林水産業(取組a～g)
- オ 医療関連(取組a～d)
- カ 航空宇宙(取組a～e)

- ✓ 事業の実施(予定)場所が「福島国際研究産業都市区域」(※)内であること。
(※)「福島国際研究産業都市区域」…福島県浜通り地域等15市町村の区域をいう。

(3) 実施体制

- ✓ 区域内の企業及び研究機関等との連携状況(区域内の企業は不要)
- ✓ 特許料等の特例の適用を受ける事業を実施するために活用する補助金等の状況

3 「事業実施計画」認定基準（共通）②

【要件2】 福島イノベーション・コースト構想の推進への寄与が認められること

- ✓ 事業の内容の具体性等を踏まえ、総合的に判断する。
- ✓ 具体的には、研究開発を通じた福島国際研究産業都市区域の住民の雇用創出、市町村の地域経済活性化のいずれかにつながるものと認められれば、構想推進へ寄与があるものと認める。

【要件3】 円滑かつ確実な実施が見込まれること

- ✓ 計画の実施体制等の状況（事業所の全従業員数、役員の指示の状況など）について、漏れなく記載されていること。
- ✓ その上で、県等が実施する融資、補助制度等の申請及び活用状況等を勘案し、総合的に判断する。
- ✓ 計画の確実性を判断する項目であることから、具体化が図られている内容を漏れなく記載すること。

【要件4】 公序良俗違反がないこと

- ✓ 申請者関係人について、福島県暴力団排除に関する条例に規定する反社会的勢力に該当する者がいないかどうか、福島県警察本部組織犯罪対策課協力の下、調査を実施。該当者がいた場合、証明することはできない。

【要件5】 関係法令に違反しないこと

- ✓ 申請する事業の実施に必要な許認可の状況を確認。
- ✓ 各種法令の許認可が事業実施の前提となる場合には、関係法令の許認可を前提とする。

4 お問い合わせ先

1 認定福島復興再生計画、福島イノベーション・コースト構想、本構想に係る法制度全般に関すること

- ◆ 認定福島復興再生計画、福島復興再生特別措置法 等
⇒ 福島県企画調整部企画調整課 (024-521-7129)
- ◆ 認定福島復興再生計画(福島イノベ構想に関する箇所)、福島イノベーション・コースト構想 等
⇒ 福島県企画調整部福島イノベーション・コースト構想推進課 (024-521-7853)

2 適合証明に関すること

- ◆ 適合証明申請の記載内容、手続方法 等
⇒ 公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構
産業集積部 024-581-6890

3 特許料等の特例に関すること

- ◆ 「特許料等の減免制度に関すること」 等
⇒ 特許庁総務課調整班 (03-3581-1101(内線2105))

■ 特許料制度は、詳しくは東北弁理士会所属の弁理士等にお問い合わせください。